契約申込における事業用地の使用権原を証する書類提出の要件化に関するＦＡＱ

Ｑ1.　なぜ契約申込時に事業用地の使用権原を証する書類の提出が必要になったのですか。

Ａ1.　現状の契約申込みのプロセスでは、事業用地における使用権原の確認は行われていないため、事業用地の確保をしていないにも関わらず接続の権利(契約)だけを確保する事例が見受けられております。このような状況を踏まえ、発電事業の準備が進められている案件を優先的に取り扱う観点から契約申込みのプロセスにおいて事業用地における使用権原を証する書類の提出を系統接続に係る契約の要件とすることが、第 5 回次世代電力系統 WG において決定されました。

Ｑ2.　どのような電源が今回の要件化の対象となりますか。

Ａ2.　高圧・特別高圧の非ＦＩＴ/非ＦＩＰ電源が対象となります。ＦＩＴ/ＦＩＰ制度を利用予定であった案件であっても、その利用を取りやめて非ＦＩＴ/非ＦＩＰ電源となった場合には、事業用地の使用権原を証する書類の提出が必要となります。

Ｑ3.　いつから適用開始となりますか。

Ａ3.　2026 年 10 月1 日以降に当社が契約申込みの受付を行う案件から適用開始となります。2026 年 9月30 日までに契約申込みの受付を行った案件については、従来どおり事業用地の使用権原を証する書類の提出は系統接続に係る契約の要件とはいたしません。

Ｑ4.　接続検討申込は 2026 年 9 月30 日までに行いましたが、契約申込が 2026 年 10 月1 日以降になる場合、事業用地の使用権原を証する書類は必要ですか。

Ａ4.　契約申込みの受付日が 2026 年 10 月1 日以降となる場合は、接続検討の申込日によらず、本要件化の対象となります。このため、接続検討申込みを 2026 年 9 月30 日までに行なっている場合であっても、2026 年 10 月1 日以降に契約申込みの受付を行った場合には、事業用地の使用権原を証する書類の提出が必要となります。

Ｑ5.　「事業用地の使用権原を証する書類」とは、具体的にはどのような書類ですか。

Ａ5.　「事業用地の使用権原を証する書類」とは、土地の登記簿謄本(全部事項証明書)を指しております。仮に土地の登記簿謄本(全部事項証明書)上の権利者とお申込みいただいている事業者が異なる場合は、賃貸借契約書の写し、売買契約書の写し、地上権設定契約書の写し、もしくは使用許諾書のいずれかをあわせてご提出いただきます。使用許諾書の作成を希望される場合は、弊社ネットワークサービスセンターまでお問合せ願います。

Ｑ6.　発電設備の変更申込みも対象になりますか。

Ａ6.　発電設備の変更申込みも対象となります。ただし、既に事業を実施している土地において、増

強・更新・改修が行なわれる場合や、土地の追加取得を行なった場合であっても、出力増加等の系統への影響が生じない場合には事業用地の使用権原を証する書類の提出は不要です。

Q7.　土地の売買契約締結前でも契約申込みはできますか。

A7.　土地の売買契約締結前であっても契約申込みは可能です。ただし、連系承諾後２か月以内に事業用地の使用権原を証する書類を提出していただく必要がございます。
なお、外的要因等により期限内に事業用地の使用権原を証する書類の提出が困難な場合は、提出期限の延長が認められることがあります。

Q8.　事業用地の使用権原を証する書類を提出しなかった場合はどうなりますか。

A8.　連系承諾後２か月以内に事業用地の使用権原を証する書類をご提出いただけない場合は、送配電等業務指針第 97 条第２項第四号にもとづき連系予約の取り消しを行ないます。

Q9.　提出した書類の内容に不備がある場合はどうなりますか？

A9.　ご提出いただいた書類にてお申込みされている発電設備の設置場所住所の事業用地の使用権原を有していることが確認できない場合は、書類を再提出いただきます。

以上